

令和 8 (2026) 年 1 月 20 日 までに提出をお願いいたします

※法定提出期限は2月2日ですが、事務効率化のため早めの提出にご協力をお願いいたします。

日頃より税務行政にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

給与支払報告書の提出に際し、**ご注意いただきたい点**をまとめましたのでご確認ください。

## 変更点

税制改正に伴い様式に変更があったため、用紙は**必ず令和8年度の様式を使用してください**。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

## ● 給与支払報告書(個人別明細書)

個人別明細書の作成に当たっては、国税庁の「令和7年分年末調整のしかた」や「令和7年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

(国税庁ホームページ)

提出に関するお知らせは、柏崎市ホームページからもご確認ください。

<https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/soshikiichiran/zaimubu/zeimuka/2/2/1/23687.html>

(柏崎市ホームページ)



## eLTAXで提出する場合

### ● 利用方法について

給与支払報告書の電子データ作成マニュアル(ガイド)など各種ガイドを、eLTAXのホームページでご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

#### eLTAXについてのお問合せ先

☎: 0570-081459 (つながらない場合: 03-6745-0720)

土日祝・年末年始を除く、平日9:00~17:00



### ● 税額通知の受取方法について

給与支払報告書の電子データ送信時に、税額通知(特別徴収義務者用・納税義務者用)の受取方法を**それぞれ**選択してください。

- ① 電子データ(正本)
- ② 書面(正本) ※ ②の場合、税額通知は、電子データで送られません。

## 問合せ先(提出先)

柏崎市役所税務課市民税係(2階5番、6番窓口)

945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

電話0257-23-5111(代表)

# 複写式の紙様式で提出する場合

## ● 総括表

内容に相違がある場合は、**赤字**で訂正してください。

独自の総括表を使用する場合は、お手数ですが同封の柏崎市の総括表も添付してください。

令和8年度 給与支払報告書（総括表）		指定番号 1111111
柏崎市長様	年 月 日 提出	
給与の支払期間 令和 年 月分から 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	0 0 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	事業種目
フリガナ		受給者数
給与支払者の名称又は氏名		特別徴収（給与天引）

### 法人の場合

法人番号13桁を確認し、違う場合には朱書きで訂正してください。  
空欄の場合は法人番号13桁の記入をお願いします。

### 個人事業主の場合

事業主様の個人番号12桁を右詰で記入してください。

## ● 仕切紙

給与支払報告書を特別徴収分と普通徴収分に分ける仕切紙です。

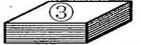
（特別徴収が桃色、普通徴収が水色）

それぞれ合計人数を記入してください。普通徴収分は理由別の対象者数も記入してください。

以下の理由に該当しない場合は、特別徴収対象者です。

普通徴収の理由	
理由1	他の事業所で特別徴収が行われている（乙欄及び丙欄該当者）
理由2	給与の支払が不定期である
理由3	個人事業主が確定申告等で申告している事業専従者
理由4	退職者及び退職予定者（5月末日まで）

重ねる順番は次のとおりです。

- ① 総括表 
- ② 仕切紙（特別徴収分：桃色） 
- ③ 給与支払報告書（特別徴収分） 
- ④ 仕切紙（普通徴収分：水色） 
- ⑤ 給与支払報告書（普通徴収分） 

## ● 事業専従者に対して給与を支払ったとき

事業専従者に対して給与を支払った場合は、下記を参考に給与支払報告書を作成のうえ、提出をお願いします。

令和7(2025)年分確定申告書の専従者給与（控除）の記入内容と相違のないよう、ご記入ください。

給与支払額を記入

※確定申告書の専従者給与(控除)額と一致

支払報告書 (個人別 明細書)	種別	支払金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収額
	給料・賞与	960000		
	控除対象配偶者の数	控除対象扶養親族の数	扶養親族の総数	控除対象者
	専従者	控除対象者	控除対象者	控除対象者
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額
	控除の額	控除の額	控除の額	控除の額

“専従者給与”と記入

専従者給与

# ご注意 いただきたいこと（補足事項）



## 光ディスクで給与支払報告書を提出する場合

光ディスクで提出する場合、

**必ず新様式に対応したファイルレイアウトやデータ等で作成してください。**

※光ディスクで提出された給与支払報告書のファイルレイアウトやデータ等が異なり、処理ができない場合、再提出を依頼することがありますので予めご了承ください。

## eLTAXのメリット



- インターネットで送信可能・・・郵送や窓口へ出向く必要がない！
- 複数の地方公共団体への送信が一度に可能・・・紙での仕分けも不要に！
- 希望により税額通知がデータで受取可能・・・給与システムへのデータ取込ができる！

利用方法などの詳細はeLTAXのホームページをご覧ください。

(eLTAXホームページ) <https://www.eltax.lta.go.jp>

eLTAXについてのお問合せ先

☎：0570-081459（つながらない場合：03-6745-0720）

土日祝・年末年始を除く、平日9:00～17:00



(eLTAXホームページ)



## 海外勤務者がいる場合

海外勤務者把握のため、次の事項を明記した一覧表の提出をお願いします。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・柏崎市の住所
- ・出国日
- ・帰国予定日

※令和8(2026)年1月1日現在、海外に居住している方は課税対象外となりますが、転出の届出をしていない場合、課税対象とみなされます。

海外へ出向される従業員がいる場合は、**転出の届出をするようにご指導をお願いします。**



## 租税条約該当者がいる場合

租税条約該当者は、給与支払報告書の摘要欄に『租税条約該当』と記入してください。  
住民税の免除を受けようとする従業員がいる場合は、**必ず3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに必要書類を柏崎税務署及び柏崎市役所に提出するようにご指導をお願いします。**



## 退職者が出た場合

給与支払報告書提出後に退職者が出たときは、必ず給与所得者異動届出書を提出してください。届出がない場合、特別徴収対象者と判断します。

## 問合せ先（提出先）

柏崎市役所税務課市民税係（2階5番、6番窓口）

945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

電話0257-23-5111（代表）

## ⚠ 記入漏れや記入誤りにご注意ください

以下の事項に記入漏れや記入誤りがある場合、住民税が正しく計算できません。  
特にご注意願います。

- 配偶者及び扶養親族の氏名や個人番号（マイナンバー）
- (源泉)控除対象配偶者の有無及び配偶者(特別)控除額
- 16歳未満扶養親族の人数
- 非居住者である扶養親族の人数
- 前職分給与
- 生命保険料等の支払額と生命保険料控除額
- 住宅借入金等特別控除に関する事項

入居年月日・区分の記入誤りが見られます。

「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」と「給与支払報告書」の住居年月日・  
区分が一致するよう、ご確認をお願いします。



詳しくは、国税庁作成手引「[給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引](#)」をご覧ください。

## ⚠ 特別徴収税額決定通知書の記載順

令和8（2026）年5月中旬に税額通知をお送りします。

通知書の記載順は、給与支払報告書の提出の並び順とします。

希望の記載順がある場合には、その順に並べて提出してください。

## ⚠ 特別徴収は法律で義務付けられています

給与所得者の個人住民税は、法律で特別徴収が義務付けられています。

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が毎月、従業員（給与所得者）に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していたく制度です。